



(社)日看学協発 第 42 号
平成 22 年 10 月 29 日

厚生労働大臣
細川 律夫 様

一般社団法人日本看護学校協議会
会長 荒川 眞知



要望書提出について

標記について、平成 22 年 10 月 29 日、次の要望書を別添のとおり提出致しますので、ご検討賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

記

I. 平成 22 年度看護基礎教育の充実に関する要望書



(社)日看学協発 第 45 号
平成 22 年 10 月 29 日

厚生労働大臣
細川 律夫 様

一般社団法人日本看護学校協議会
会長 荒川 眞



平成 22 年度

看護基礎教育の充実に関する要望書

一般社団法人日本看護学校協議会に対し、平素よりご指導、ご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

私どもは、国民から期待される安全で安心な、質の高い医療(看護)サービスを提供できる看護師等の養成に日々努力し、毎年多くの有為な卒業生(看護職員)を世に輩出して来ております。

平成 19 年度の「看護基礎教育の充実に関する検討会の報告」、
さらに、平成 20 年度の「看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ」、
また、平成 21 年度の「今後の看護教員のあり方に関する検討会報告」の趣旨を受け、
私どもはこれまで以上に、資質の高い看護師等の養成に邁進し、努力を重ねて行く所存です。

つきましては、私どもの努力が実を結ぶことができますように、別記の事項についてご検討を賜り、実現して頂くことを強く要望いたします。

看護基礎教育の充実に関する要望書

要望事項及びその理由

1 看護基礎教育年限を4年制にすることを推進されるようお願いいたします。

看護職員の質の向上は急務であります。このためには看護学教育の充実を図ることであり、教育年限の延長が求められます。現行教育年限3年以上を4年にすることを要望いたします。

2 教員養成講習会実施機関の増設及び、定時制並びに通信制、単位制などでの講習の導入をお願いいたします。

看護師学校養成所の教員養成講習会の開催場所が全国的に偏っており、各校とも専任教員の確保及び未受講者(別添実態調査結果)の解消に困難を来たしております。専任教員の確保については、各校それぞれ努力を致しておりますが、講習会実施機関を増設して受講機会を多くすること、さらにより容易に受講がなされるよう、定時制並びに通信制・単位制の講習会を実施していただくよう要望いたします。

3 専任教員の要件について「看護師養成所の運営に関する指導要領」第4の1の(3)の資格要件として、現行の『大学』に『“高度専門士の称号”認可校』を加えるをお願いいたします。

高度専門士の称号認可校は、大学院入学資格を有します。教育学に関する教育内容を履修していることからその資格要件を十分満たしています。このため、指導要領の規定の文言に「大学等」とするなど、統合カリキュラムも同様に取り扱われるよう要望いたします。

4 実習施設の確保について調整をお願い致します。

看護教育において、臨地実習は重要な教育要件です。

しかしながら、今日の厳しい医療環境の下では、特に設置者が医療施設を持たない看護学校において実習施設の確保が非常に困難であります。中でも、母性看護学、小児看護学、在宅看護論実習、精神看護学実習におきましては、すこぶる困難であります。(別添実態調査結果)

また、統合カリキュラム教育実施校の地域看護学実習においては、現在、複数の大都市圏の保健所で、実習生受け入れの人数制限が実施されており、統合カリキュラム教育実施校の存続にもかかわります。

実習施設の確保対策は、各校個々にゆだねられていますが、各校の自助努力では、実習施設確保状況は危機に瀕していると判断されます。

このため、実習施設確保に関して国及び自治体が主導的に指導・調整していただくようお願いいたします。

5 実習施設への財政的支援措置(補助金の交付、税負担の軽減など)をお願い致します。

特に、設置者が医療施設を持たない看護学校の実習施設の確保については、施設側の好意に負うケースが殆どで、その永続性は不安定であります。

より質の高い看護教育を展開するには、施設側の好意に頼るだけではなく、実習委託費の増額、実習施設の運営に対する助成や固定資産税の軽減措置などの財政的支援を行い、施設側が積極的に実習を受け入れられる環境の整備にも配慮していただくようお願い致します。